

台湾給与所得者の税金（直接税）

岡崎 幸 司

台湾の給与所得者が自宅と自家用車を所有している場合、国税の総合所得税（五月、申告のみ）、汽車燃料使用費（七月、国税の道路特定財源に相当）、地方税の使用牌照税（四月）・房屋税（五月）・地価税（十一月）の納付義務を負う。台湾ではガソリン・軽油の販売価格に税金が含まれていないため、汽車燃料使用費という形で事実上の徴税が行われている。

国が異なれば賃金および物価水準も異なるので、日本で生活している人々には台湾給与所得者の納税感が伝わらない恐れがある。そこで、東京と台北のコンビニ・アルバイトの時給をもとにしたコンビニ・バイト代本位制によると、一元（台湾ドル）＝一〇円強となることから、読者諸賢には元表示を十倍して、換言すれば元表示にゼロを一つ加えてお考えくださるようお願いしたい。こうすれば、日本の感覚に近づけてご理解いただけるのではないか、と思う。なお、所得税の紹介を後回しにすること、地方税の税率は筆者が住む台北県のものであることを予めお断りしておきたい。

車両税（使用牌照税） 燃料税（汽車燃料使用費）

車両税の税額は、日本の自動車税同様、車両の用途・種類・排気量により差がある。燃料税もほぼ同じ区分に従っているが、軽油（柴油）はガソリン（汽油）の六割に設定されている。九座席以下の自家用ガソリン車では、車両税と燃料税は年額でそれぞれ四三三元・四三三元（排気量六cc）～二二cc、七二二元・四八元（一cc）～二cc、一八cc～二四cc、一五二一元・七二一元（二四cc）～三cc などとなっている。

日本の自動車二税（自動車税＋自動車重量税）との比較で言えば、台湾の車両税は日本の二倍前後の実感であり、重税感がしないわけでもない。燃料税は課税方法が日本と台湾で全く違うため残念ながら比べることは難しい。

家屋税（房屋税） 土地税（地価税）

家屋税は（家屋の現在価値＝評価額）×（税率）で計算される。家屋は四種類に分けられ、税率は「住家用」（住宅）が一・二％、私立の病院や医院など「非住家用非営業用」が二％、「営業用」が三％、「合法登記工場供直接生産使用之自有房屋」（工場として合法的に登記し直接生産に使用している自己所有の家屋）は「営業用」税率の半分（一・五％）である。

土地税の税率には一般用地税率と特別税率の二種類があり、自家用住宅用地や工業用地などには特別税率が適用される。自家用住宅用地、工業用地に対する税率はおのの二％、一％と規定されている。

日本では土地・家屋とも標準で一・四％の固定資産税が徴収され、さらに三％以内で都市計画税も賦課される。持家に関する限り、台湾の固定資産税（家屋税＋土地税）の方が表面的な税率は低い。もともと、日本では軽減措置も多いので、日台どちらの固定資産税が安いのか、税金素人の筆者にはよくわからない。

所得税（総合所得税）

源泉徴収は日本と同じであるが、年末調整はなく、給与所得者も税務署に確定申告をしなければならぬ。申告は核家族単位が基本であるが、条件を満たせば外国人も含めた直系尊属や親族との合同申告も許されている。インター

ネットでの申告も可であるし、税務署に申告書と関係資料を持参（郵送）してもよい。

以下ではとも宮仕えである筆者夫婦を例に申告書の記入作業を概説する。納税義務者（申告代表者）欄に台湾（中華民国）籍の愚妻、配偶者欄に筆者、扶養親族欄に筆者の両親と豚児を書く。老父母に関しては、筆者との親子関係・生存の証拠として生年月日と発行日に中国語訳（中華民国 年 月 日）を付けた戸籍謄本を添付する。義父母の扱いは義兄夫婦と協議することになっている。生活には困っていないものの無収入にして各種控除の対象となる義父母と合算すると節税できるが、重複申告は禁止されているからである。義父母そろって義兄夫婦と合同申告、義父母ともに筆者夫婦と合算、義兄夫婦・筆者夫婦で一名ずつ分けて合同申告、の三つの中から一つに決める。

所得額は、申告書記載者全員について、勤務先・銀行等が発行する前年の所得・利子などの証明書（源泉徴収額も併記）通りに記入、申告時に証明書を添える。ただし、筆者の老父母は日本在住ゆえ、所得申告の必要はない。

主な控除課目としては、基礎控除（書類上は免税額として扱われる）、給与所得控除、一般控除が挙げられる。基礎控除は、満七十歳以上が一五五 元、満七十歳未満は七七 元であり（日本は一律三十八万円）、筆者の両親についても基礎控除ができる。所得の申告は不要、しかし各種控除の対象になる、というのは何とも不思議であるが、税負担を減らせるの

で大いに利用させていただいている。

給与所得控除は一人十万元が上限と決められており、年間給与所得が十万元未満の場合はその金額が控除の最高額となる。

一般控除は標準控除と個別控除の二方法から一つを選択する。標準控除では控除額が独身者七三 元、夫婦合算申告者一四六 元と定められている。個別控除を選ぶと、健康保険料・一般保険料・医療費など認められた控除課目について個別に控除額を計算、領収書を提出することになる。健康保険料は全額控除、健康保険料以外の各種保険料（一般保険料）の控除枠は一人当たり二四 元である。医療費は健康保険医の診療を受けた場合にのみ、控除することができる。

さて、読者諸氏が最も興味をお持ちであろう所得税率は、六％（課税所得四一万元未満）、十三％（一 九万元未満）、二十一％（二一八 万元未満）、三 〇％（四 九万元未満）、四 〇％（四 九万元以上）となっている。日本は、五 〇％（課税所得一九五万元以下）、一〇％（三三 万元以下）、二 〇％（六九五万元以下）、二 十三％（九 〇万元以下）、三十三％（一八 〇万元以下）、四 〇％（一八 〇万元超）である。住民税（一 〇％）も含めて考えると、日本の方が所得税率が高いことになる。

最終段階にあたる還付額・追加納税額の計算は少々複雑である。まず、申告書記載者全員の所得合計額から基礎控除・給与所得控除をはじめとする各種控除を行い、課税所得総額（A）

を算出する。次に、筆者（愚妻）個人について

所得額から基礎控除と給与所得控除を差し引いて課税所得（B）を得る。課税所得（B）に適用税率をかけたものから控除額（累進差額）を除いて筆者（愚妻）個人が納付すべき所得税（C）を計算する。続いて、課税所得総額（A）から筆者（愚妻）個人の課税所得（B）を減じたものに適用税率をかけ、さらに控除額（累進差額）を引いて筆者（愚妻）以外の申告書記載者全員が納付すべき所得税（D）を導き出す。最後に、必要納税総額（C + D）と源泉徴収額を比較して、還付額・追加納税額を計算する。課税所得（B）を計算する際に、筆者を基準にするか、愚妻を基準にするか、によって必要納税総額（C + D）が異なることがある。

そのときは、必要納税額（C + D）が少ない方を記入する。納税不足が判明した場合は、追加納税額など必要事項を記入し申告代表者が署名捺印した税金取立委託書を申告書に添える。申告完了後は税務署からの通知を待つだけである。

給与所得者に関係する台湾の直接税には、日本と似ている部分もあるが、異なるところも多い。税金の支払い、とりわけ毎年五月の所得税申告は、追加納税の有無とその金額に一喜一憂するとともに、日本と台湾の発想の違いを認識する良い機会になっている。

（おかざきこうじ 中華大学人文社会学院 副教授）